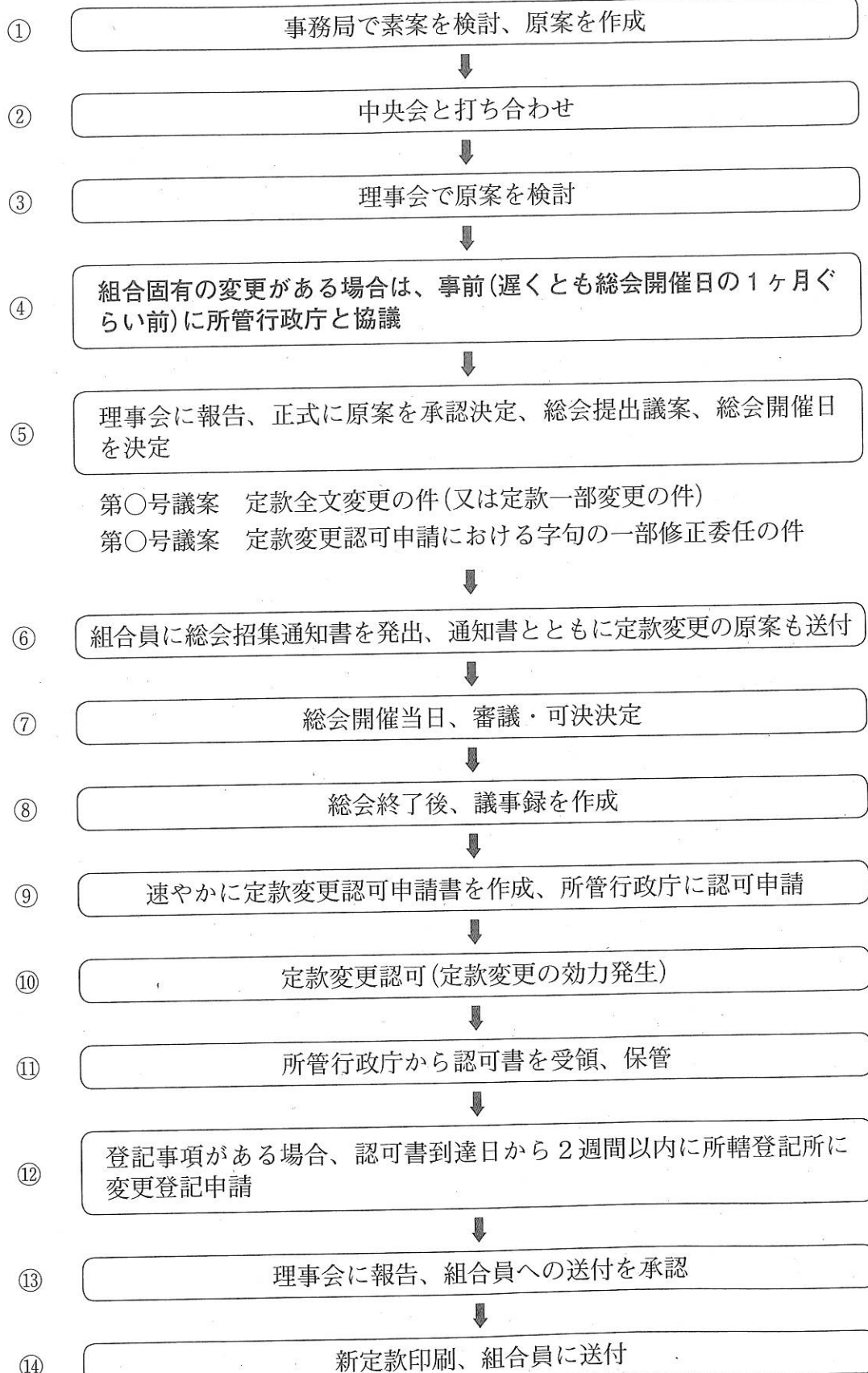


定款変更手順のフローチャート

定款変更の手続に当たっては、以下のフローチャートを参考に手続を進めてください。



Ⅶ 変 更 登 記

◆ 留 意 事 項 ◆

1. 組合は、次の登記事項に変更が生じたときは、変更の登記をしなければなりません。

(1)事業 (2)名称 (3)地区 (4)事務所の所在地 (5)出資1口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額 (6)存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 (7)代表理事の氏名及び住所 (8)公告方法 (9)電子公告の方法
※本書では、上記のうち、登記頻度が高い「代表理事」と「出資の総口数及び払込済出資総額」の変更について記載例を掲載しました。

他の登記例については、本会発行の「組合変更登記の手引」をご参照ください。

2. 代表理事の変更登記は、変更(※重任、再任を含みます。)が生じた時には、主たる事務所を管轄する法務局(登記所)において2週間以内にしなければなりません。

従って、役員改選の結果、同一人物が代表理事に就任(重任)した場合でも変更登記が必要です。

※「重任」…任期満了による退任と同時に同一人物が再び就任することです。

(退任日と就任日が同じ場合です。)

また、出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記については、毎事業年度末現在変更がある場合には、事業年度終了後、主たる事務所を管轄する法務局(登記所)において4週間以内に年1回登記すれば結構です。

3. 複数の変更登記を同時に申請する場合は、同一の申請書で行うことができます。

4. 代表理事が代わり、前任者が理事に就任しない場合

議長理事及び出席理事・監事の押印する印鑑は、全員個人の实印(市区町村に登録してある印鑑)を理事会議事録に押印し、個人の印鑑証明書を理事会議事録に添付してください。